

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月26日

月曜日

号外(13)

目次

規 則	
○富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則	1

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第9号

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県総合デザインセンター条例施行規則（平成11年富山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別記様式2中

利用の目的	
-------	--

を

利用の目的		
県内の事務所 又は事業所	所在地	
	名 称	
	電話番号	

に改め、同様式備考を同様式備考第2項とし、同様式備考に第1項として次の1項を加える。

- 「県内の事務所又は事業所」欄は、県外の申請者が県内に事務所又は事

業所を有する場合に記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県総合デザインセンター条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(商工企画課)